

亘理町クリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金

〇制度の趣旨

町民のクリーンエネルギー自動車の購入を積極的に支援することにより、地球温暖化防止の推進を図るとともに、災害時の非常用電源としての活用に資するため、クリーンエネルギー自動車の導入に係る費用を予算の範囲内で補助金として交付します。

〇補助対象者(以下の条件をすべて満たすこと)

- (1) 自家用車として個人で自ら使用する目的で購入する者であること。
 - (2) 車両登録日以前に、1年以上亘理町内に住所を有する個人であること。
 - (3) 町税を滞納していない者。
 - (4) 申請者は、亘理町から同様の補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 同一車両で亘理町から同様の補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 申請者が、車検証上の所有者であること。ただし、ローン購入により所有権が留保されている場合で、完済を条件に申請者に所有権が移転するものは対象とする。
- ※リース契約は補助の対象外。

〇補助の対象となる自動車(以下の条件をすべてを満たすこと)

- (1) 燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV・普通車及び軽自動車)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のいずれかであること。
- (2) 新規登録車
- (3) 中古車は、初年度新規登録から3年以内のもの。今回新たに取得するものであって、登録日が令和5年1月1日以降に登録した自動車で、車両本体価格が100万円以上のもの。
- (4) 使用の本拠を亘理町内とすること。

〇補助金の額

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 燃料電池自動車 | 500,000 円 |
| (2) 電気自動車(普通車) | 100,000 円 |
| (3) 電気自動車(軽自動車) | 50,000 円 |
| (4) プラグインハイブリッド自動車 | 50,000 円 |

〇補助申請期間

車両登録日 令和5年1月1日～6月30日

→申請期間 令和5年6月1日～7月31日提出締切り

車両登録日 令和5年7月1日～12月31日

→申請期間 令和5年12月1日～令和6年1月31日提出締切り

- ・申請提出締切日が、土曜日及び日曜日、祝日の場合は、その前の平日とする。
- ・応募者多数の場合は、抽選になります。
- ・申請期間を過ぎた場合は、受け付けられませんのでご注意ください。



○申請方法及び申請の流れ

自動車購入・車両登録

補助金申請書提出・受付

・申請書に必要な書類を添付し、町民生活課へ提出

【申請に必要な書類】

- ・補助金申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・車両購入に要する費用の内訳が記載された書類の写し(発注書及び契約書)
- ・自動車検査証の写し(電子化された自動車検査証の場合は、ICチップから読み取りし有効期限、所有者の住所・氏名、使用者の住所、使用の本拠の位置が記載されたものの写し)
- ・町税に関する納税証明書(申請日において直近3ヶ月以内に取得したもの)
- ・領収書の写し(割賦による購入の場合は、その契約に係る書面)
- ・仕様書の写し(カタログなど性能基準がわかるもの)
- ・車体及びナンバープレートが確認できる写真
- ・本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証、保険証など)
- ・その他町長が必要と認める書類
- ・委任状(代行者を選任し補助金交付申請を提出する場合)

内容審査

多数の場合、抽選会を開催

※申請者あて文書でお知らせします。役場にて抽選会を開催しますので、出席してください。

当選の場合

交付決定通知

- ・交付決定通知書(様式第2号)の送付

補助金請求書を送付

補助金請求書の提出

・請求書に必要な書類を添付し、町民生活課へ提出

【補助金請求に必要な書類】

- ・補助金請求書(様式第4号)
- ・申請者本人の振込口座通帳等の写し(口座番号や支店名、名義人が確認できるもの)

補助金の振込

落選の場合

不交付決定通知

- ・不交付決定通知書(様式第3号)の送付

補助金は受けられません。

提出先 町民生活課(②番窓口)
問合せ先 亘理町 町民生活課 ゼロカーボン推進班
電話 0223-34-1113

